

仏教と社会事業・学校教育の三位一体論

―長谷川良信の実践に学ぶ―

志 田 利

1、はじめに

研究所例会で発表の機会に恵まれ、感謝したい。本学の仏教学部のなかで仏教福祉のコースをおくことがようやく具体的なテーマとなつているときである。この機会に仏教福祉について考えるときその先達として実績をのこされた方々のなかから「仏教と社会事業・学校教育の三位一体論」を唱えられ実践にあられた長谷川良信をとりあげて、そのなかから学ぶものを私なりに論じてみたい。

2、長谷川良信そのプロフィール

淑徳大学千葉キャンパス内に、長谷川良信の胸像がある。その碑文には次のように記されている。（注）

淑徳大学創立者、初代学長

明治二十三年、茨城県生まれ

仏教と社会事業・学校教育の三位一体論（志田）

仏教と社会事業・学校教育の三位一体論(志田)

大正大学教授として社会事業学を講ず

かたわら社会福祉法人マハヤナ学園を興す、のち学校法人大乗淑徳学園理事長として幼稚園から大学まで興す
昭和四年 七五歳で遷化

大巖寺中興の人

仏教と社会事業・学校教育の三位一体論唱導

淑徳大学は社会福祉学部をもつ四年制大学としては日本中でも早いころみである。長谷川はまさに仏教福祉を教育にとりあげられた先駆者といえる。

東京のスラム街で福祉施設をはじめるとき施設名としてとりあげたマハヤナは、サンスクリット語で大乗の意であることから、仏教をもとにする福祉を年頭においておられたことがうかがわれる。

そして福祉事業にとりくむにあたり、信念とされた考えは「フォアヒムではなくて、トウギアザーウィズヒムでなければならぬ」と強調されたこと、まだ慈善事業の言葉がのこり、恵まれる者が貧しい者に施与する、という考えが一般的であったときである。すばらしい考えであり、時代を先取りしたものであったことを示している。

3、仏教福祉の考え方

長谷川の著書のなかで、仏教福祉についての基本的な考え方としてあげられる言葉として印象にのこるのが、次の一文である。^(注2)

「人間のあり方を教え、人間としての救われる道は宗教に依るしかない。

宗教の中でも、仏教が最高第一の宗教である。

この信仰を勧説布教として広く人間個々の安心立命に役立てる寺院という社会機構を刷新し、寺院住職としての眞の使命に任ずる。また人間同胞の落伍者、薄幸者に奉仕して、社会の救済と福祉を図るべく仏教社会事業家として挺身し、よき人間育成と理想社会建設のため新生面を打開したい。

宗教と社会事業の一貫性は积尊一代の業績に顕著である。

眞の社会救済は人間教育だけが極め手であり、教育の徹底的布陣なくしては、いかなる社会事業も杓子で大海を掬うごときものといえる」と。

人間としてのあり方をもとめるには宗教・特に仏教が一番とし、仏教の実践として社会事業をあげる。さらに其の社会救済は教育の徹底がなければならない。と説く。まさに三位一体の説である。さらに仏教社会事業のあり様については次のように語っておられる。^(註3)

「仏教社会事業は、公営社会事業が容易になしえない精神的救済、人格個性の教育矯正、個人的社会的道德性の育成、宗教性、社会性の訓練について独自の使命と特色を發揮すべきである。

公営化に押されて、単なる下請けの事業に落ちてはならない。

仏教社会事業は、ある水準以下に落ちたものを拾うのではなく、進んで社会共同生活を営む全体の人々を健全なものにし、その社会を極楽浄土にも似せた理想的なものに仕上げるのが目的である。

予防事業であり、教化事業である。」

この辺の考え方は現在にも新しいものとして通用するのではないか、と思えるのである。

戦後、福祉行政が充実するなかで、公的事業の委託をうけて運営するもの、といううけとめがあたりまえになってきている民間社会事業、特に第一種社会事業と位置づけられた福祉施設（収容施設中心の）を経営する社会福祉法人にあてはまるものといえるのではないか。

国の定めた運営指針どおりに、国からいただいた委託費の範囲でまかなうことに終始してしまう、地域住民のニーズにこたえられる新たな事業、法に定めのない事業にとりくむことにはまことに臆病になっているのが今日での姿である。精神的救済の面での配慮をなし特色ある運営をしている事業体はまことに少ないといつてよい。しかしその少ないなかにあつて良い実践を示しているところには多く宗教を大事にし宗教の考えを理念において事業展開している場合が多い、ということも現実なのである。これからこそ仏教社会事業の社会的必要性があるのであり、そのもとには長谷川の考え方が大事になつてくると思うのである。

さらに長谷川はのべている。⁴⁾

「仏教社会事業の最終目標は、解脱涅槃、往生成仏にある。

要は全人の救いである。

心は心によつてみたされる。

人は永遠に人によつて満たされなければならない。

私設社会事業の中心に仏教社会事業をおきたい。」

この言葉には重味がある。経済的な貧困は、生活保護法等国の施策の充実によりおおかた救済される方途がついて
いる。

今、もとめられるのは金の力ではなかなか対処しえない人間の内面の問題、心の問題に対する社会的な応援の策である。小さくなった家族のなかで安住の地をもちえない人々の支援なのである。児童や高齢者の家庭内虐待などがその例である。法律をつみ重ねてもなかなか解決しえないものである。ここに長谷川のあげる社会共同生活を営む全体の人々の力による予防的教化的事業の展開がもとめられるのであろう。そしてその推進役たりうるのが仏教社会事業なのである、ということが出来る。地域福祉の大事さがあげられている今日においてこそこの長谷川の所論は輝きをましてくるように思える。

4、民間社会事業への提言

さらに長谷川は論をすすめる仏教社会事業のあるべき姿を次のように説いている^(注5)

「仏教との社会事業には新趣味がほしい。

もつと熱烈なる指導精神がほしい。

やむことなき攻略的精神がほしい。

世間のおつきあい、公益事業のお裾分けでありたくない。

正義と平和と慈愛との大旗をかざし衆生に恒順せんとする仏教徒でありたい。」

衆生に恒順せんとする仏教徒をめざす、なんともすばらしい思想である。そして社会事業をすすめるに新趣味であれと説く、うなづける言葉ではある。ともするとマニアルどおりのすすめ方におちいりがちであり、己がための事業をすすめる立場に視点があり、利用者でもある衆生の立場になつて考えることを忘れがちな身にはきびしい提言とき

こえてくる。今日の私設社会事業家への注文ともうけとめてみたい魅力ある言葉である。

さらに、次の言葉は大きな示唆をふくんでいるものとして耳にのこるものである。^(注6)

「真の社会事業は、社会を組織している各人がその社会の共同生活に対する連帯責任の観念によって社会に奉仕することで行なければならない。

いいかえれば仏教の教える大慈悲または四恩報答の精神を基礎としてこそはじめて社会事業の徹底を期することができる。

真の社会事業は信仰に基づく社会道徳的行為でなければならない。

この意義において、仏教精神による仏教僧侶またその檀信徒の自覚によるところの仏教的社会事業が創始せられ経営せられなければならない。」

なんとも歯切れの良い論説である。真の社会事業は、各人の連帯責任の観念によるものであること。その中心に期待されるのが仏教精神による仏教徒によることが一番であると述べられるのであり、明快である。

民間の福祉活動が、介護保険法の誕生とともに企業の算入が認められるなかで、その本来あるべき姿はどこに、と問はれている今日である。

採算にあうか、利益があがるか、どれだけのこせるか、といった企業の論理が主流を占めるがごとき状況がみられる福祉の世界である。足もとのふらついているときにこの先人の言葉はきびしくひびいてくる。大慈悲の精神であらるべし、とはなんとも新鮮に今の時代にあてはまることばと言えらる。

仏教を基にした考えをきちんともってあたること、その事業の中心に仏教精神を有する人材があることがのぞまし

いとすする主張は実にすばらしい。民間社会福祉事業とよばれる今日の業界によく聞いてほしい言葉である。「トウギャザーウィズヒム」の信念をもって福祉サービスの提供にあたるべし、とする言葉につながるものである。長谷川の自らの実践のうらうちのあるなかでのこの論は時代を超えて強く心にひびいてくるものである。

5、その実践の歩み

長谷川の福祉先駆者としての、仏教福祉の先達たるはたらきを確認するために、長谷川匡俊氏のまとめられた詳細なる年譜をみてみたい。^(註1)プロフィールにもあるように、明治二十三年十月十一日、茨城県西茨城郡南山内村字本戸の士族長谷川治衛門、なを、の五男として生まれている。この年第一回の総選挙がもたれ教育に関する勅語が發布されており、日本近代化のはじまりの時である。

そして昭和四十一年八月四日遷化、行年満七十五歳である。淑徳大学社会福祉学部設置認可をうけ、自ら初代学長に就任「宗教と社会福祉と教育の三位一体」を建学の精神とし社会福祉事業の同志的継承者の育成を目指す決意した翌年のことなのである。開学式には秩父宮妃殿下のご来臨をうけるなど大きな目標を達成、さらに淑徳大学、大正大学、淑徳短期大学の三大学連合の「京葉地域総合調査団」を組織し、自ら団長に任じた時であった。まさに実践の日々を最後までつづけられた偉人と評してよいであろう。この間の主な実践をひろいあげてみよう。^(註2)

○明治四十五年 宗教大学予科を卒業し、同大学本科に入学、東京市内のスラム街で外米の安売りと伝道活動に従事、自ら庶務係として活動の主役をつとめる。

○大正四年 大学卒業するや東京市養育院巢鴨分院に勤務、社会事業への一步を踏みだすのである。貧民窟に入って

一生を奉仕の生活に捧げる、そこに仏教がある」と決意を示すも二十四時間勤務、寮父で教師で職親、面接紹介責任者を兼ね、ノミ、シラミ、南京虫と共に一睡もできない生活をつづけるなかで結核となり療養生活に入るのである。

○大正七年 宗教大学社会事業研究室に迎えられ、西巢鴨のスラム街に移住、救済委員としての活動にあわせセツルメント事業を開始、翌年、マハヤナ学園を設立、園長となり組織的なセツルメントを展開する。

○大正十一年 内務省嘱託ならびに浄土宗海外留学生として欧米に社会事業研究のため派遣され、シカゴ大学、ベルリン社会事業学校に学び、関東大震災の報に接し翌年予定変更し帰朝する。

○大正十三年 マハヤナ学園内に大乘女子学院（夜学）を創設、勤労女子の教育にのりだし、宗教大学教授に昇任する。

○昭和二年 長年のスラム街改善運動が実を結び西巢鴨二〇〇軒長屋が鉄筋コンクリートの公営アパートになる。

○昭和六年 財団法人大乘学園巢鴨女子商業学校に組織変更、浄土教報に「寺院を中心とする社会事業」を発表する。

○昭和八年 マハヤナ学園分園保育施設富士見愛児園を開設、十一年にマハヤナ診療所を開設する等事業の展開をはかる。

○昭和十四年から十八年にかけて中国の社会事業視察に三度巡察、大正大学より「中国における社会事業」等を発表する。

○昭和二十三年 マハヤナ学園に保育園と乳児院と養護施設を開設する。

○昭和二十五年 女子学院を淑徳短期大学に昇格させる。

○昭和二十七年 海外布教のためブラジル渡航、日伯寺学園、日本語学校、老人クラブ等日系開拓者のための活動を行う。

二十三年には精薄尼施設イタケーラ子供の開設と業績をあげる。

○昭和三十八年 叙勲申請の勧めを辞退「仏者は位階勲等をもって報いらるべきではない」の信条をおすのである。

なお千葉市大蔵寺住職等をつとめ布教の功により浄土宗教階の最高位司教に叙せられる。

このほかに全日本私設社会事業連盟を組織し常務理事に就任、万朝報主筆としてロンドン軍縮会議に随伴する等多方面にわたる活動を重ねておられる。

6、その実践に学ぶもの

長谷川のこの中広い実践から私なりに学ぶことのいくつかをあげてみよう。

(1) 寺院が人間と社会の救済に役割を持っていること。

寺院の社会的機能として修道的方面において自己修養と四衆教化にあたるべきこと、社会的方面として仏道教化、社会事業、教育普及、社会運動をあげて、社会的使命を完うすべし、とある長谷川の考えは貴重である。

(2) 地域福祉が求められている今日そのセンターとしての寺院への期待が大きいこと。

長谷川は寺院は隣保事業をすすめるべしと説き、特に都市寺院は、寺院を改造しても相応の社会施設運営にあたる

ことを提案しておられる。どんな地域にも必ず設けられている寺院を拠点に地域住民の生活をささえる活動が展開されることは大いなる地域福祉の将来が約束されることになりましょう。

(3) 地域の中のニーズとして介護保険法のサービスを越えた部分、地域の特性に応じたインフォーマルなサービスの創造がとめられていること。

介護保険によるサービスだけで手いっばいの状況にある市町村もみられるこんにちである。

法をこえた部分で地域のニーズにこたえるサービスを提供していくためには、自治体の一層の努力にあわせ地域でのたすけあいの輪がもとめられる。その輪の中心に寺院が役割をになう体制ができれば、その地域は豊かな生活が保障されるといえよう。

(4) 地域福祉計画が地域に根をおろすためにはキーマンが必要である。それにふさわしいのが地域の寺院におられる住職の方々であること。

今、全国の市町村で地域福祉計画を策定することが課題とされている。その成果をあげるにはまず生活圏ごと小地域ごとの計画が住民主体でたてられることがのぞましいものと考えられている。地域でこの計画をたてるためには住民のなかで推進役をになう人材が必要である。このキーマンにふさわしいのが地域住民から最も信頼されている住職の方であるといえよう。長谷川の説く仏教精神による仏教僧侶によるところの仏教的社会事業にふさわしい役割がこの時代の要請にこたえての地域福祉計画をつくる際の中心的存在になることではないか、と考えられる。地域住民のための社会的事業といえる。

7、福祉コースへのねらい

さて長谷川の実践から学ぶものをもとに本学仏教学部のなかに福祉のコースをおくことのねらいとするものを私なりに考えると、ところをあげさせていただいて、検討される際の一助ともなればと思うのである。

(1) 福祉に強い僧侶の養成である。

今福祉の領域では高齢化の進展等にとまなう福祉ニーズの増大にどう対処するかが課題となっている。

老人福祉法（全額国庫負担）だけでは財政がもたないと介護保険法が誕生、財源の半分を国民の負担である保険料にたのむことになったことは周知のことである。しかしこの介護保険法により提供されることになった福祉サービスは全国どの市町村でも必要とされる最低限度のサービスに限られている。生活している夫々の地域の特殊性に応じたサービスは自治体による施策にたよることになる。がこれも財政面できびしさをかかえる現状では法によるサービスの提供でいっばいという実情が多くみられる。ここを補うのがインフォーマルな地域活動にたよる分であることは前にもあげたところである。この地域活動に最も期待されるのが寺院を拠点とする地域住民によるたすけあいの協力の働きであることも長谷川の実践から学ぶものとして先にあげた。

この寺院を拠点とする地域活動のキーマンとして期待されるのが僧侶の方々である。日々の暮らしのなかの相談相手としての僧侶への期待はますます高まることでありましょう。この期待にこたえられるには社会福祉士の資格をもつて住職となられる方々が最も適任であると考えられる。福祉に関する相談にもつてあげられる僧侶を養成し、住民の期待にこたえうる人材の養成、これこそが仏教福祉の大きな目標になるものと言えましょう。生きた人間の心によ

りそい、そのいやしのために支援することができる僧侶、それこそ時代の要請にこたえる僧道教育の道と表現できるのではないか。

(2) 仏教の心を持つ福祉職員の養成である。

急速にふえつつある老人福祉施設等の職員にもとめられるのは、福祉の専門技術のもち主であることにあわせて相手の身になって親切にお世話する姿勢である。単に給料を得る職業としてのうけとめではならない。

相手に生きる希望を伝えることができる人柄が大事になる。そのためには宗教特に仏教の精神をきちんと保有する人材がふさわしい、といえる。そういう職員が一人でも多く福祉現場にいたることが望ましいのである。福祉の現場はまだまだ三Kの職場である。つらい仕事であり認められるところの少ない仕事でもある。このなかで生き甲斐をもつてつづけるためには、単に専門の学校を卒業してくるだけでは十分といえない。人と共に生きること喜びをもつてきつづけるためにも、仏教の学びをきちんと重ねた人材が望まれる。私も特別養護老人ホーム施設長の体験をもっているが、利用者であるおとしよりから信頼され、あの人は良い職員だと評価される人は多く深い信仰を有していることを知らされている。福祉の仕事はサービスの業である。しかも人間をまるごと世話する仕事である。医療は病気を治療することが目的である。人間より病気が相手であるが福祉は人間全体をうけとめその人生を豊かなものにするお手伝いの役目である。人間の相手か好きな人が適任である。それに最もふさわしいのが仏の教えを身につけた人なのである。

(3) 民間社会事業経営者に仏教の考えをもつてほしい、その人材養成である。

先に長谷川が説かれるところをあげたが、民間社会事業がこれからも社会の信頼をつなぎ、企業の算入に対応しな

がらも特色を発揮していくことがもとめられる。それには仏教社会事業こそふさわしいといえる。ソロバンではなく、
全人の救済をめざし、心を心で満たさんと慈愛にささえられたサービスを提供しつづけられる経営者、これこそが民
間社会事業のあるべき姿をつくりうる人なのである。

この民間社会事業を実地する主体として認可をうけているのが社会福祉法人である。この社会福祉法人の使命は、
社会より一步先んじて事を成すことにあるとされている。法律に定められたとおりの事業をまじめに実施して法によ
り提供される委託金や補助金にたよるだけの経営であれば公営の事業の下請け事業体であると評されてもやむをえな
いのである。利益を度外視しても利用者と共に歩む姿勢が求められる。その姿勢のうえに地域の住民の信頼もえられ
ることになり、地域のニーズにこたえる法をこえたサービスの創業も可能になり、財的支援もえられることにつなが
る。企業のペースにのって、採算をとれる事業にとりくみ、少しでも利益をあげようとする社会福祉法人がめざら
れない今日である。人間の全体性を基盤に経営にあたる人材、それには仏教の精神をしつかりおさめた人材こそふさ
わしいのである。こうした仏教の精神を有しかつ社会福祉の専門性をもおさめた人材を養成し、民間社会事業の経営
者にふさわしいと評価される後継者を育てていくことは仏教福祉の大事な柱になるのではないか。長い伝統をもち地
域の信望の厚い社会福祉法人をたずねると、その多くが創業者に宗教を大事にし深い信仰をもってこの事業に身を投
じた先駆者を保有し、かつその精神を大事に継承している法人であることに気づかされる。

8、福祉の国家資格

最後に福祉コースの目標の一つとしてあげられる国家資格について考えてみよう。

昭和六十二年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」がそれである。^(注9)

このなかの社会福祉士とは「専門的知識及び技術をもって身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ助言指導その他の援助を行なうことを業とする者という」とされている。この資格を取得するには、福祉系大学で指定科目を履修して卒業した後国家試験に合格することが条件である。この資格で働くことができる職種としては高齢者福祉施設等の生活支援にあたる相談員、児童福祉施設等の児童相談員、病院での相談員、福祉事務所のケースワーカー、児童相談所の児童福祉司等があげられる。僧侶の方にも活用していただける資格であると考えられる。

介護福祉士とは「専門的知識及び技術をもって身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障があるものにつき入浴、排せつ、食事その他の介護を行ない並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行なうことを業とする者という」とされている。

この資格を取得するためには、養成校を卒業するか、実務三年の後国家試験に合格することとされている。目下のところ養成校を卒業すれば取得できる資格となっている。

この資格を活かして働く職種としては高齢者福祉施設等の介護員、寮母の仕事、そして社会福祉協議会等のホームヘルパー等の役割がある。高齢者の増加に対応して介護保険法による介護老人福祉施設や介護老人保険施設が年々増加しどこの市町村にも一ヶ所は設置されている現状である。このなかで直接利用者の介護にあたる職員の詳細はますます高くなっていく状況といえよう。

9、おわりに

以上、長谷川良信の先駆的なあゆみをさぐり、そのなかでつらぬかれた仏教実践としての社会事業と教育事業の基本となった考え方をあげてみた。さらにその実践から学ぶべきものを私なりにとりあげてみた。そのうえで本学に福祉コースを用意する場合の意味づけをこころみてみたものである。大変つたない発表ではあるが、いささかでもこれからの本学福祉コースのあり方に参考にしていただけるものがあれば大変光栄である。ご静聴感謝いたしたい。

引用文献

- 注 1、淑徳大学開学者長谷川良信の生涯とその精神・金子保著、学文社刊 二〇〇二年
- 注 2、長谷川良信選集 長谷川仏教文化研究所編、大乘淑徳学園刊 一九七三年
- 注 3、同前掲書
- 注 4、同前掲書
- 注 5、同前掲書
- 注 6、同前掲書
- 注 7、トウギヤザウイズヒム―長谷川良信の生涯― 長谷川匡俊著 新人物往来社 一九九二年
- 注 8、同前掲書
- 9、社会福祉六法 平成15年版 新日本法規 二〇〇三年

参考文献

- 1、社会福祉と日本の宗教思想 吉田久一著 勁草書房 二〇〇三年

― 仏教と社会事業・学校教育の三位一体論（志田） ―